

「宗門改め」のこと（二）

「われは思ふ
末世の
邪宗^{きりしなん} 切支丹^{きつしんだん}でうすの魔
法 黒船^{くろふね}の加比丹^{かひたん}を
紅毛の不可思議国^{こうめいこく}を
これは、北原白秋^{23歳}、1908(明治41)年作
「邪宗門秘曲」の一節です。この詩は、近代化を
急速^{あおが}、当時の日本の青年が
憧れた舶来西欧文明への
(信仰とは異質の)鮮烈
な好奇心を、異国情調豊
かに歌つた近代詩です。

ない曲事（道理にそむいたけしからぬこと）だ。在所の者を門徒となし、神社仏閣を打ち破る由、前代未聞のこと。仍つて伴天連を追放するに端を発し、以来長く邪教とされました。それは徳川幕藩体制に引き継がれ、島原の乱後、家光は鎖国令を発し、キリストン禁制はさらに強化され、1640（寛永17）年には宗門改め（福岡藩では宗旨改め）役を設置。寺請（邪宗の信徒でなく、自分の寺の仏門徒であることを証明させる）制度の整備と相まって、厳格な統制をしたのです。

「宗門改め」は通常、春と秋の2回行われ、一方の典型例としては、その前月に庄屋は管内の寺

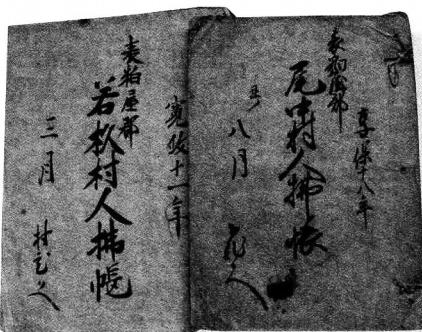
石井坊に版本残存。神靈の呪力を込めた護符印を押した起請文（神文）の料紙に、記されたことが虚偽でないことの誓約として、血判をする。篠栗には、子どもたちが、嘘をつかないことを指切りして誓う『指きり 金きり 鍛治屋の息子が指きつて しーんだ』と歌う童唄が伝えられていますが、これは大人社会での現実の誓約です。

庄屋は住民本人であることを確認し、その人の中指の爪の下に針を刺す。10歳以下は血判免除。病気などで改めを受けられなかつた者は未進判帳に記しおき後日行なつた。庄屋は克明な「宗門改帳（宗旨人別帳）」を作りあげ、その翌月、藩

この調査は時代が移るにつれて精度を上げ、現住民だけでなく、村からの転出者、転入者、その理由を明記。さらに死人、（邪宗門徒であるはずもない）新生児の報告まで求められ、一人も漏らさぬ精細な「人払帳」（人口動態調査帳）として藩に提出。藩の税制の基盤となりました。篠栗にも「尾仲村人払帳」
1733・35（享保18・20）年、「若杉村人払帳」
1799（寛政11）年（写真②）などが当時の実態を知る貴重な資料として残されています。



牛王法印



人払帳 (左) 若杉村、(右) 尾仲村

「黒田家譜」「山岳宗教史
修驗道資料」「藩史大事
典」「高原文書」など

【参考文献】
されたのでした。

写真①

写真②

貞貞